

【備考】

平成20年産の生産調整の実効確保に向けた産地づくり交付金の有効な活用について

産地づくり交付金については、平成20年産において、将来的に継続することが確実な米の需要減少を見込み、生産調整の確実な実施と主食用以外の作物への着実な転換が図られるよう、以下に留意して取り組むこととする。

1 平成20年産の取組に向けた地域水田農業ビジョンの適確な点検・見直しの実施

(1) 平成20年産の取組に向けた地域水田農業ビジョン（ビジョン）の見直しに当たっては、平成20/21年の需要見通し（別紙1）にあるとおり、10年後（平成29/30年）において米の需要量が745万㌧まで減少するという推計がある等、今後も米の需要量の減少が継続することを地域の関係者が認識した上で、

- ① 主食用米から転換しなければならない水田において、どのような作物の産地化を進めるか
 - ② その際、毎年度拡大する生産調整を円滑に実施していく体制をどのように整備するか
- 等の視点に立って検討すること。

(2) 具体的には、

- ① 今回のビジョンの見直しに当たっては、5年後の平成24年度の目標値を設定する
 - ② 主食用米については、需要量の減少傾向に沿った現実的な目標値を設定する（根拠もなく販路の拡大等により生産量が減少しない、といった目標を設定することは不可）
 - ③ 主食用米の目標値により明確となった作物転換が必要な水田において、麦・大豆・飼料作物・非主食用米・そば・野菜等のうちのどの作物をどのような体制で推進するかを位置づける
 - ④ 特に、非主食用米に取り組む場合は、低コスト生産技術を確立・定着するための道筋を明確にする
- こととする。

2 産地づくり交付金の成果を意識した有効な活用

(1) 産地づくり交付金についても、その交付による効果を十分意識して、生産調整の確実な実施及び産地化の観点から有効に活用すること。

具体的には、新需給調整システム定着交付金について、単に地域水田農業推進協議会（地域協議会）への産地づくり交付金に融通するのではなく、都道府県水田農業推進協議会（県協議会）において、できる限り地域の実情に応じて過剰作付けのは正や生産調整の円滑な拡大に資するメニュー（生産調整非参加者を集落営農等に新たに参画させた場合の加算、新たにブロックローテーションを確立した場合の加算、超過達成加算等）を設定することとし、当該メニューを活用して県協議会自ら生産調整の着実な実施に取り組むこと。

(2) 県協議会は、過剰作付けのは正や生産調整の円滑な拡大に対する取組について、実施方針にどのように反映させたかを国へ報告すること。なお、当該取組について工夫が見られず、メニューに十分に反映されていないと判断される場合は、再考を促すこととする。